

# 葛飾区生涯現役コース 奨励金のご案内



葛飾区では、国が実施する「特定求職者雇用開発助成金(生涯現役コース)」(※)の支給決定を受けた区内事業主で、**区内に住所を有する方**を雇用した場合に、奨励金を支給しています。

(※)特定求職者雇用開発助成金(生涯現役コース)とは  
雇入れ日の満年齢が65歳以上の離職者を、ハローワーク等の紹介により、1年以上継続して雇用する事業主に対して助成する、国の制度です。

## 奨励金の交付額

所定労働時間の区分に応じて、対象労働者1人につき、以下の金額を支給対象期(6か月)ごとに事業主に支給します。

対象労働者の 所定労働時間	国の助成額 [A]	区の支給額 [B]	合計額 [A+B]
30時間以上/週 (短時間労働者以外)	35万円/期	<b>15万円/期</b>	50万円/期
20時間以上 30時間未満/週 (短時間労働者)	25万円/期	<b>10万円/期</b>	35万円/期

※特定求職者雇用開発助成金(生涯現役コース)の額に奨励金の額を加えた額が、対象事業者雇用期間に対象就労者に対して支払う賃金の総額を超えるときは、当該賃金の総額から特定求職者雇用開発助成金(生涯現役コース)の額を差し引いた額を交付します。

※国の助成金は、6か月間で1期間とする支給対象期ごとに、2回に分けて支給されます。

(※)国の助成金の詳細は、厚生労働省のホームページでご確認ください。

▷厚生労働省ホームページ「特定求職者雇用開発助成金(生涯現役コース)」

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/kyufukin/tokutei\\_kounenrei.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/tokutei_kounenrei.html)

## 交付対象の要件

次に掲げるそれぞれの要件をすべて満たすこと。

### 事業主

- 区内に事業所があること
- 国の「特定求職者雇用開発助成金(生涯現役コース)」の支給決定を受けていること
- 法人住民税(個人の場合は特別区民税・都民税)を滞納していないこと
- 中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者であること

### 労働者

- 特定求職者雇用開発助成金(生涯現役コース)の支給決定を受けた日において、対象事業主の事業所(区内)に勤務する者であって、かつ、今後も継続して対象事業主の事業所に勤務する予定の者であること(後日、雇用状況を確認させていただくことがあります)
- 区への申請日から起算して過去1か月間以上区内に住所を有する者であること

## 交付申請方法

国の「特定求職者雇用開発助成金(生涯現役コース)」の支給決定を受けてから**3か月以内(厳守)**に区へ必着で、以下の必要書類を下記申請先まで**郵送**にて提出してください。

- ① 葛飾区生涯現役コース奨励金交付申請書(第1号様式)(※1)
- ② 国の特定求職者雇用開発助成金(生涯現役コース)支給申請書の写し
- ③ 国の特定求職者雇用開発助成金(生涯現役コース)勤務実態等申立書の写し
- ④ 国の対象労働者雇用状況等申立書(生涯現役コース)の写し
- ⑤ 国の特定求職者雇用開発助成金(生涯現役コース)支給決定通知書の写し
- ⑥ 国の特定求職者雇用開発助成金(生涯現役コース)申請時に提出した賃金台帳の写し
- ⑦ 対象事業主の法人住民税(個人の場合は特別区民税・都民税)の納税証明書
- ⑧ 対象労働者の住所が確認できるもの(住民票、運転免許証の写し等)(※2)
- ⑨ 返信用封筒(切手が貼られたもの)

(※1)申請書は区ホームページからダウンロードすることができます。

(※2)運転免許証の写しを提出される場合は、裏面の写しも添付してください。

## 申請受付・問合せ先

### 産業経済課 経営支援係

〒125-0062

葛飾区青戸7丁目2番1号

テクノプラザかつしか1階

☎03-3838-5556

(平日午前8時半から午後5時まで)

社会保険労務士による**無料の労務相談**  
も承ります。まずはご相談ください。



葛飾区 生涯現役 奨励金

検索

